

平成28年第13回教育委員会定例会  
(7月7日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年7月7日(木) 午後2時7分から午後2時37分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	堀 越 龍太郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

第45号議案 旅館業営業許可(谷中3丁目)に関する教育委員会の意見聴取について

第46号議案 旅館業営業許可(台東4丁目)に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

- ア 岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈について
- (2) スポーツ振興課
  - イ 桜橋・わんぱくトライアスロン実行委員会が実施する事業に対する共催について
- 2 報告事項
  - (1) 庶務課
    - ア 後援名義の使用について
- 3 8月の行事予定について
- 4 その他

午後2時07分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第13回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、末廣委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第45号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

はじめに、第45号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第45号議案についてご説明をいたします。

本案は、旅館業法の規定に基づき、提出するものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。

表面と裏面に、それぞれ保健所長からの照会文書がございます。

申請地は谷中三丁目1番7号。申請者は網島良次（あみしまりょうじ）でございます。

営業種別及び名称は、簡易宿所営業「寿荘」、新規の申請でございます。

今回該当いたします教育関係施設は、谷中小学校及び台桜幼稚園で、申請地からの距離は55メートルとなっております。

小学校及び幼稚園からは当該建物は見通せない状況となっております。

資料の3枚目の地図をご覧ください。

中央の囲いで斜線になっている部分が申請地で、下のほうに谷中小学校と台桜幼稚園がございます。なお、前面道路は谷中小学校の通学路となっております。

資料の4枚目の表面に平面図、裏面に立面図がございますが、簡易宿所部分は1階のみ、定員は4名ということでございます。

資料の最後には、谷中小学校長、台桜幼稚園長からの意見を添付いたしました。

それでは、議案の1枚目の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見の案といたしまして、小学校、幼稚園の近くで新たに旅館業を開業することについては望ましいことではない。しかし、申請者が小学校、幼稚園での教育活動及び地域の活動に協力するとともに、子供の教育環境に対しても十分な配慮をするならば、やむを得ないものとする。また、申請者には宿泊客に対しても、子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたいといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

定員4名でいろいろがついているのはどういうことでしょうか。

○庶務課長 もともと3階建ての建物で、この経営者の方が、今住まわれている建物の1階を改修して、平面図にございますように、いろいろを設けたり、畳の部屋を用意して、4人泊まれるようにするというものでございます。

○垣内委員長 インバウンド（訪日外国人旅行者）対応ということになるのですね。

○庶務課長 そうですね。

○垣内委員長 質問ございませんか。

（なし）

○垣内委員長 それでは、これより採択いたしたいと思っております。本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第45号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第46号議案

○垣内委員長 次に、第46号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第46号議案についてご説明をいたします。

先ほどの議案と同様、本件につきましても旅館業法の規定に基づいて、提出をするものでございます。

議案の2枚目から3枚目にかけて、保健所長からの照会文書がございます。

申請地は台東四丁目5番12号。申請者は株式会社A k u s hでございます。

営業の種別及び名称は、旅館営業「ホテル T S U B A K I」、新規の申請でございます。

今回該当いたします教育関係施設は、御徒町台東中学校、平成小学校及び竹町幼稚園で、申請地からの距離は御徒町台東中学校が75メートル、平成小学校及び竹町幼稚園が110メートルとなっております。

それぞれの学校、幼稚園からは当該建物は見通せない状況でございます。

資料の3枚目の裏面の地図をご覧くださいと思います。

中央の囲いで斜線になっている部分が申請地でございます、左の上のほうに御徒町台東中学校、右側に平成小学校と竹町幼稚園がございます。前面道路は通学路とはなっておりません。

4枚目に立面図、5枚目と6枚目に各階の平面図がございますが、客室は全て定員2名、1階が1部屋、2階から6階までが6部屋ということで、合計31室、62名の定員となっております。

資料の最後には、御徒町台東中学校、平成小学校長、竹町幼稚園長からの意見を資料として添付をいたしました。

それでは、議案1枚目の裏面にお戻りをいただきたいと思います。

教育委員会の意見の案といたしまして、小学校、中学校、幼稚園の近くで新たに旅館業を開業することについては望ましいことではない。しかし、申請者が各学校、幼稚園での教育活動及び地域の活動に協力するとともに、子供の教育環境に対しても十分な配慮をするならば、やむを得ないものとする。また、申請者には、宿泊客に対しても、子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたいといたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 株式会社A k u s hという会社の、本社の所在地はわかりますか。

○庶務課長 川崎市でございます。

○樋口委員 本業はやはりホテル営業なのでしょうか。

○庶務課長 定款を見ますと、飲食店の経営や宿泊施設の従業員の教育の支援、不動産の売買や賃貸、管理など、非常に多岐にわたっております。

○樋口委員 本区へのビジネス進出は、今回が初めてということですか。

○庶務課長 台東区内では、初めてだと思われまして。

○垣内委員長 このところ、規模の小さいものから若干大きなものまで、たくさんの宿泊施設が新規にオープンしているようですが、特にトラブルについては、これまで把握はされていないという理解でよろしかったでしょうか。

○庶務課長 過去3年ほど遡って、教育委員会の意見を申し上げたところの学校長、あるいは園長に実は調査をかけてみました。何か不都合があったかどうかということですが、今までそういったことはなかった。若干、子供たちが声をかけられた程度のことではありますが、それほど大きなトラブルというのは発生していないという状況でございます。

○和田教育長 先ほどの谷中の施設もそうなのですが、地域の旅館組合、あるいは台東区の旅館・ホテル協会などへの加盟状況というのは、わかりますか。

○庶務課長 今回の申請者が加入するかどうかというのは、まだ把握できておりません。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

なかなか難しい問題があるかと思いますが、地域の経済の発展ということもありますし、

ニーズもあるだろうと思いますし、特段大きな問題も今のところ生じてないということでございますので、教育環境の維持には引き続き、ご留意いただければと思っております。

それでは、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第46号議案については原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○垣内委員長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

岩井臨海学園の宿舎として使用しております民宿「長四郎」より、今年度をもって児童の受け入れを終了したいという申出がございました。長四郎につきましては、60年間という長期間にわたりまして、児童生徒の受け入れにご協力をいただいているものでございます。

つきましては、これまでのご功績をたたえまして、長四郎のご主人でございます井野昭蔵さんに感謝状を贈呈したいと考えております。文面につきましては、資料の裏面のとおりでございます。

ご協議方、よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 今回、この長四郎さんが受け入れについて終了されるということについての経緯を、お願いします。

○学務課長 今回、井野さんのほうからお申出がございましたのは、やはりご主人が非常に高齢であるということで、体力の面で学校の児童を受け入れるのは、体力的に非常に厳しいという状況があるということで、今年度いっぱいということでのお話が昨年度中にあったものでございます。

○和田教育長 この代替施設としての見通しはどうなっていますか。

○学務課長 現在、長四郎のかわりの宿舎につきましては、夏季施設等運営委員会等でも協議をさせていただいておりますが、現在新たに2カ所民宿を充てるということで検討を

進めておりまして、1件では臨海学園の期間を通じての借り上げが難しいということで、2件で日程を分けて受け入れる形で、今、最終的な詰めを進めているところでございます。

○樋口委員 『民宿「長四郎」』という肩書のようなのですが、感謝状の文面には「長四郎」のみです。「民宿」を加えたほうがよろしくありませんか。

○学務課長 屋号でございますが、井野様のほうにも確認をさせていただきます。

○樋口委員 正式名称は、『民宿「長四郎」』ではないかと思しますので、確認をお願いします。

○高森委員 60年間ということは、おそらく私が児童だった時にもお世話になった民宿だと思います。昨年、私も臨海学校に視察に行きまして、中庭などの景色を見て思い出していたのですが、本当に長い間お世話になったなということで感謝したいと思います。

それから、感謝状の文面についてですが、以前も気になったのですが、三行目ですけれども、「尽くされました」の「尽くされる」の場合の「く」は、送り仮名として正しいのでしょうか。「尽きる」の場合は送り仮名は「きる」なのですが、「尽くす」の場合の送り仮名は「す」で、感謝状の文面も「尽くされました」ではなく「尽されました」だと思うのですが、確認をしておいてください。

○学務課長 確認をさせていただきます。

○垣内委員長 こうした感謝状は非常に重要なことですし、気持ちを表すという意味で大切なことだと思いますが、これには何か基準があるのでしょうか。一般的にこういう条件に当てはまったときに、このような感謝状を出すというような組織的なルールがあるのであれば教えてください。

○学務課長 感謝状を出す基準についてですが、具体的にこういうケースであれば感謝状を出すということが明確に決まっているわけではございませんが、基本的にはやはり長期間ある程度の一定期間、学校教育等にご尽力いただいた場合には、感謝の意を表すべきだろうということで、毎回委員会のほうにお諮りをさせていただいて、ご決定いただいていると、そのようなやり方で今までは進めているところでございます。

○和田教育長 基本的には退任される時などですね。

○学務課長 通常ご退任される場合も、特に学校医の先生がご退任される場合には、必ず感謝の意を表するというので、感謝状をお渡ししているところでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。



## (2) スポーツ振興課 イ

○垣内委員長 次に、スポーツ振興課のイについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ課長 それでは、お手元の資料のほうは2でございます。

桜橋・わんぱくトライアスロン2016の共催名義使用につきまして、実行委員会より共催名義の申請がございました。

この事業は、スイム100メートル、バイク3キロ、ラン2キロのミニトライアスロンを通じ、子供たちの心身の鍛錬と健康の増進を図るとともに、達成感や緊張感、自然のすばらしさを実感してもらうことで、子供たちの成長に資することを目的とするものでございます。

今年度は8月28日に台東リバーサイドスポーツセンターを中心とした隅田公園周辺で開催されます。

なお、本事業につきましては、昨年度は会場の都合により中止といたしましたが、一昨年度は教育委員会において共催名義の使用許可を行っているところでございます。

つきましては、子供たちの健全育成に寄与するものであることから、台東区教育委員会に共催名義の使用を許可いたしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 参加する児童数が500名で、運営参加者50名ということですが、全体の運営あるいは警備体制、安全確保等の要員については、どのような形で対応を図るのでしょうか。

○スポーツ振興課長 運営につきましては実行委員会を中心に行いまして、そのほかはボランティアということで、開催要項の資料の1枚目裏面に協力ということで、日本堤消防署、ほか台東区の水泳協会、ボーイスカウト、ガールスカウト、コミュニティ委員会などのところから、ボランティアの協力をお願いをして、受付や最後のゴールのときの誘導などを行っていただいております。

運営は、実行委員会の50名、J Cさんが中心にやっていますが、そのほかにこのような体育団体や、青少年委員の方が運営を行いまして、安全には配慮していきたいと思っております。

○高森委員 毎年、墨田区の小学生も参加をしているようですが、割合としてはどのくらいいるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 割合としては、台東区のほうが多いです。一昨年、26年度の場合は、全体で325名の参加がございまして、割合としては、たしか約3分の1が墨田区の小学生だったと思います。

○高森委員 今そのことを確認したのは、墨田区と台東区の参加者の割合の差がそのくらいあれば、もう少し墨田区のほうの協力も欲しいかなと思います。

そこで、例えば、墨田区の小学校のPTA連合組織であるとか、そういったところに声かけはされているのでしょうか。

○スポーツ振興課長 それは確認をして、そういうご意見があったことをお伝えしておきます。

○垣内委員長 これは共催ですよ。ということは、台東区も負担しているということですよ。内訳を見ると、2ページの裏面ですが、登録が500人で、協賛金が若干ありますが、台東区の芸術文化財団が370万、墨田区が10万ということですから、やはり墨田区も、もう少し力入れてもいいのかなという気がいたします。台東区の芸術文化財団が相当お金を出しているのは、場所が台東区側のリバーサイドだからということもあるのかもしれませんが、その点が気になりました。

また、スタッフTシャツ500枚とあるので、ボランティアがすごく多いかなという感じもいたしますが、50人で500人のボランティアを組織するのかなり大変そうですが、50人といってもボランティアを仕切る方は一部かもしれませんが、その辺のことについては毎年行っているのでもノウハウもあって、うまくいくということでもよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 最初の経費についてですが、この事業は芸術文化財団の自主事業でございまして、その関係でこのような形になっております。

また、ボランティア500人についてですが、資料の裏面に書いてある協力団体に対して実行委員会がボランティアをそれぞれお願いをしているところでございます。ボランティアの方々は、大会当日だけではなくて、大会を開催するまでに各ボランティアの代表者が大会に向けての打ち合わせを月に2回ぐらい行っておりまして、それで各団体に指示を出すような、そのような形をとっております。

○垣内委員長 今日もとても暑くて、日なたに出ると心臓がどきっとするほど厳しい暑さですが、当日の8月28日は、医療体制など万全を期して対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、まだまだ暑い日が続きますので、当然、医療体制はしっかりといたします。また、ランは結構暑いのでコース途中で、ミストの機械を置いたり、霧吹きみたいなものを何か所か置いておいたり、濡れてもいいという子どもには途中で水かけなどをしております。無理をしないようにということで、救護体制は万全を期しております。

○垣内委員長 これまで特に問題がなかったのかどうかということと、参加者は大体500名程度で前後しているということで、よろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 共催名義は平成14年からでございますが、資料の3枚目に書いてございますように、1988年より開催をしております。

また、大きな問題等につきましては、聞いておりません。

参加人数につきましては、500人募集して一昨年は工事のために縮小しましたが、平成25年には360人、それ以前は460人前後ですので、500人には若干届いておりません。今年

度は募集をちょうど締め切ったところでございます。人数については、より多く来るようにはしたいと思っております。

○垣内委員長 ほかにご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、スポーツ振興課のイについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会の後援名義使用について、資料3でご説明をいたします。

いずれも継続案件でございますが、庶務課の取扱分が3件、指導課取扱分1件となっております。

まず、庶務課の取扱分でございますが、1件目は、台東区芸術文化財団が10月から11月にかけて実施をいたします、「したまち邦楽ワークショップ」でございます。2件目は同じく、台東区芸術文化財団が10月22日に実施をいたします、「邦楽フレッシュコンサート2016」でございます。3件目は、東京上野かるた協会が7月から開始をいたします「上野・谷中界限 俳句募集」でございます。

指導課の取扱分といたしましては、都立上野高校の吹奏楽部の第45回定期演奏会、来年の3月28日に開催をするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 指導課取扱分の定期演奏会というのは、区民に広く募集をするということで、教育委員会の後援名義を申請しているという解釈でよろしいですか。

○指導課長 はい。そのとおりでございます。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のアについては報告どおり了承願います。

## 3 8月の行事予定

○垣内委員長 次に、8月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 8月の教育委員会の行事予定について、資料4でご説明をいたします。

1日まで夏季のラジオ体操大会がございます。6日は第66回台東書道展と授賞式、こちらは委員長のご挨拶を予定しております。また、15日国際理解重点教育海外派遣団の出発式、こちらにつきましては全教育委員のご出席をお願いすることと、委員長の挨拶を予定しております。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承を願います。

#### 4 その他

○垣内委員長 そのほか何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 なければ、以上をもちまして本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時37分 閉会